

指定建物錠の防犯性能の表示に関する基準（国家公安委員会告示）試案

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第7条では、国家公安委員会が指定建物錠の種類ごとに、建物錠の製造・輸入業者が指定建物錠の防犯性能に関し表示すべき事項等を告示することとされました。

この告示案では、次のものを定めます。

1 表示すべき事項

指定建物錠（シリンダー錠、シリンダー及びサムターン）の種類ごとに、防犯性能に関し、次の事項を表示することとします。

シリンダー錠

- (1) 耐ピッキング性能
- (2) 耐かぎ穴壊し性能
- (3) 耐サムターン回し性能
- (4) 耐カム送り解錠性能
- (5) 耐こじ破り性能
- (6) 建物錠の製造・輸入業者が出荷する際に附属するかぎの本数

シリンダー

- (1) 耐ピッキング性能
- (2) 耐かぎ穴壊し性能
- (3) 建物錠の製造・輸入業者が出荷する際に附属するかぎの本数

サムターン

- (1) 耐サムターン回し性能

2 表示の内容及び方法

表示に際して遵守すべき事項として、次のとおり表示の内容及び表示の方法を定めます。

表示の内容

表示すべき事項の表示の内容は、別表第1の試験方法により建物錠の型式ごとに行った試験の結果に基づき、別表第2の左欄に掲げる表示すべき事項ごとに、中欄に掲げる基準に応じて、それぞれ右欄に掲げるものとする。

表示の方法

の内容を記載した紙片を、シリンダー錠、シリンダー又はサムターンに貼付し、又はその容器、包装若しくは取扱説明書その他添付する文書に記載するなど、一般に購入又は使用する者が確実に知ることができる方法で行わなければならないこと。

3 帳簿への記載等

表示に際して遵守すべき事項として、次のとおり定めます。

次に掲げる事項を記載した帳簿を主たる事務所に作成して備え付け、試験の終了後10年間これを保存しなければならないこと。

- (1) 試験を行った指定建物錠の名称及び型式
- (2) 試験の結果
- (3) 試験を行った年月日
- (4) 試験を行った者の氏名、性別、住所及び会社等所属機関の名称
- (5) 試験を行った際に使用した器具の種類及び当該器具の写真
電磁的方法による保存等

の帳簿の保存は、パソコン等を用いた電磁的な方法による保存も可能であること。

4 告示の施行日

この告示が施行される日を平成16年4月1日とすることとします。

別表第 1 (試験方法)

試験区分	試験方法	試験の結果
耐ピッキング性能試験	<p>それぞれかぎ違いである 3 個の試験体について、試験員が 1 個に対し 3 回ずつピッキング用具 (特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行令 (以下「政令」という。) 第 1 条第 1 号に定めているもの) を用いてピッキングを行い、解錠するまでの時間を計測する。この場合において、試験を行う時間は 15 分を超えないものとする。この試験を試験員 3 人が行う。</p>	<p>解錠するまでの時間のうち、最も短いもの (最も短いものと次に短いものとの差が 5 分以上であるときは、次に短いもの) を試験の結果とする。</p>
耐かぎ穴壊し性能試験	<p>一 1 個の試験体について、ホールソー (政令第 1 条第 3 号に定めているもの) 及びホールソーのシリンダー用軸 (同号に定めているもの) を使用してシリンダーを破壊し、開錠するまでの時間を計測する。この場合において、試験を行う時間は 15 分を超えないものとする。この試験を試験員 3 人が行う。</p> <p>二 1 個の試験体について、かぎ穴に破壊用シリンダー回し (政令第 1 条第 2 号に定めているもの) 又はかぎ穴と同一の形状を持つ工具を挿入して衝撃を加えないようにシリンダーにトルクを加え、シリンダーが回転して開錠できるかどうかを判定する。ただし、かぎ穴に溝がある場合には、挿入する破壊用シリンダー回し等がその溝の全幅にかかるようにすることとする。この試験を試験員 3 人が行い、開錠できたものがあるかどうかを判定する。なお、シリンダーが回転して開錠する前に破壊用シリンダー回し等が破断した場合は、開錠できなかったものとみなす。</p>	<p>中欄第一号の試験において開錠するまでの時間のうち、最も短いものを試験の結果とする。ただし、中欄第二号の試験において開錠したときは、「5 分未満」を試験の結果とする。</p>
耐サムターン回し性能試験	<p>1 個の試験体について、サムターン回し (政令第 1 条第 3 号に定めているもの) を用いてサムターンの操作を試み、サムターンを回転させて解錠できるかどうかを判定する。この試験を試験員 3 人が行い、5 分未満で解錠できたものがあるかどうかを判定する。この場合において、サムターン回しを挿入するため</p>	<p>5 分未満で解錠できたものの有無を試験の結果とする。</p>

	必要に応じて戸の任意の場所に最大2箇所まで穴(直径10mm以上13mm以内とする。)をあけることができることとし、穴をあけるための時間は試験に係る時間に算入しないものとする。	
耐カム送り解錠試験	1個の試験体について、カム送り解錠用具(錠が設けられている戸の外側から挿入して当該錠の錠箱内部の機構を操作することにより、解錠するための器具をいう。)を用いて錠箱内部の機構の操作を試み、解錠できるかどうか判定する。この試験を試験員3人が行い、5分未満で解錠できたものがあるかどうかを判定する。	5分未満で解錠できたものの有無を試験の結果とする。
耐こじ破り性能試験	次のいずれかの方法により、施錠の効果が失われるかどうかを判定する。 一 1個のシリンダー錠を戸に通常使用される状態に取り付けて、施錠した状態において、1人の試験員がバール(尾幅が2cm以上であって、全体の長さが45cmのもの)によるこじ破りを行い、5分未満で施錠の効果が失われるかどうかを判定する。 二 1個のシリンダー錠について、施錠した状態において面板から12mm(面付錠にあっては、8mm)の位置のかんぬきの中心部に10,000ニュートンの荷重をかけ、施錠の効果が失われるかどうかを判定する。この場合において、荷重をかけ始めてから3分以内に10,000ニュートンにし、30秒間その荷重を保持するものとする。	施錠の効果が失われたかどうかを試験の結果とする。

備考

- 一 試験体は、シリンダー錠にあっては、戸に通常使用される状態に取り付けたもの、シリンダー及びサムターンにあっては、適当な錠箱に取り付け、かつ、当該錠箱を戸に通常使用される状態に取り付けたものとする。
- 二 試験員は、錠について専門的な知識を有する者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。
 - イ 人格及び行動について社会的信望を有すること。
 - ロ 試験用ディスクシリンダー錠及び試験用ピンシリンダー錠を、戸に通常使用される状態に取り付けたものについて、ピッキング用具を用いてピッキングを行うことにより、いずれも5分未満で解錠できる能力を有すること。

ハ 試験用ディスクシリンダー錠又は試験用ピンシリンダー錠を戸に通常使用される状態に取り付けたものについて、ホールソー及びホールソーのシリンダー用軸を使用してシリンダーを破壊することにより、5分未満で開錠できる能力を有すること。

ニ サムターン回しによる解錠の防止を図るための構造を有しない建物錠を戸に通常使用される状態に取り付けたものについて、サムターン回しを用いてサムターンの操作をすることにより、5分未満で解錠できる能力を有すること。

ホ カム送り解錠による解錠の防止を図るための構造を有しない建物錠を戸に通常使用される状態に取り付けたものについて、カム送り解錠用具を用いて錠箱内部の機構の操作をすることにより、5分未満で解錠できる能力を有すること。

ヘ こじ破りによる開錠を防止するための構造を有しない建物錠を戸に通常使用される状態に取り付けたものについて、ボール（尾幅が2cm以上であって、全体の長さが45cmのもの）によるこじ破りを行うことにより、5分未満で開錠できる能力を有すること。

三 試験員に対しては、試験を行う日までに相当な期間をおいて試験体一体及びその構造を示す図面を配布するものとする。

四 破壊用シリンダー回し等の素材は、SK材相当（JIS-G4401に定める炭素鋼であって、焼入れ焼戻し処理をし、JIS-Z2245に定める試験方法において60HRC以上の硬度を有するもの）とする。

五 ホールソーは、1回の試験において1本を用いることとし、その素材は、超硬合金（JIS-B4053に定める超硬質合金であって、炭化タングステンを主成分とするもの）とする。

1 上記の表及び上記の備考で、「戸」と表現しているものは、表の耐こじ破り性能試験の欄及び備考二へに係るものを除き、戸又は戸を模した台（表面板が厚さ1.6mm以内の鋼製で、厚さ40mm以内とする。）とする。

2 上記の備考で、試験用ディスクシリンダー錠と表現しているものは、かぎ違い数が3,000以上であって、8枚以上のピッキング防止構造でないディスクを有するものをいう。

3 上記の備考で、試験用ピンシリンダー錠と表現しているものは、かぎ違い数が3,000以上であって、6枚以上のピッキング防止構造でないピンを有するものをいう。

別表第 2 (表示すべき事項の表示の内容)

表示すべき事項	基 準	表示の内容
耐ピックアップ性能	耐ピックアップ性能試験の結果が 5 分未満であるとき	5 分未満
	耐ピックアップ性能試験の結果が 5 分以上 10 分未満であるとき	5 分以上
	耐ピックアップ性能試験の結果が 10 分以上であるとき	10 分以上
耐かぎ穴壊し性能	耐かぎ穴壊し性能試験の結果が 5 分未満であるとき	5 分未満
	耐かぎ穴壊し性能試験の結果が 5 分以上 10 分未満であるとき	5 分以上
	耐かぎ穴壊し性能試験の結果が 10 分以上であるとき	10 分以上
耐サムターン回し性能	耐サムターン回し性能試験の結果、5 分未満で解錠できたものがあつたとき	なし
	耐サムターン回し性能試験の結果、5 分未満で解錠できなかったものがなかつたとき	あり
耐カム送り解錠性能	耐カム送り解錠性能試験の結果、5 分未満で解錠できたものがあつたとき	なし
	耐カム送り解錠性能試験の結果、5 分未満で解錠できなかったものがなかつたとき	あり
耐こじ破り性能	耐こじ破り性能試験の結果、5 分未満で施錠の効果が失われたとき	なし
	耐こじ破り性能試験の結果、5 分未満で施錠の効果が失われなかつたとき	あり
建物錠の製造・輸入業者が出荷する際に附属するかぎの本数	建物錠の製造・輸入業者が出荷する際にシリンダー錠又はシリンダーに附属するかぎの本数	何本

(参考)

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号)(抄)

(指定建物錠の防犯性能の表示)

第7条 国家公安委員会は、建物錠(その部品を含む。以下同じ。)のうち、防犯性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの(以下「指定建物錠」という。)について、指定建物錠の種類ごとに、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

一 指定建物錠の防犯性能に関し建物錠の製造又は輸入を業とする者(以下「製造業者等」という。)が表示すべき事項

二 表示の方法その他防犯性能の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

(表示に関する勧告及び命令)

第8条 国家公安委員会は、製造業者等が指定建物錠について前条の規定により告示されたところに従って防犯性能に関する表示をしていないと認めるときは、当該製造業者等に対し、その製造又は輸入に係る指定建物錠につき、その告示されたところに従って防犯性能に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

2 国家公安委員会は、前項に規定する勧告を受けた製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特殊開錠用具等を用いて当該指定建物錠の特殊開錠を行う手口による建物への侵入が多発するおそれがあると認めるときは、当該製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行令(平成15年政令第355号)(抄)

(指定建物錠)

第3条 法第七条の政令で定める建物錠は、次に掲げるものとする。

一 シリンダー錠

二 シリンダー

三 サムターン